

## 議事要旨(7)特別目的会社・信託専門委員会における検討状況について

冒頭に西川専門委員長より、実務対応報告「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」については、公開草案へのコメントの分析及び専門委員会での議論は既に終了しているが、内容の明確化が必要な部分等についての文言修正を行なっている旨の説明があり、次回の企業会計基準委員会での議決を目指して進めていきたいと考えている旨の説明がなされた。引き続いて秋葉主席研究員より、当該実務対応報告(案)の説明がなされた。

- ・ 委託者兼当初受益者が形式的には複数であっても、他の委託者兼当初受益者が金融商品会計基準第 24 項の適用を回避するための名目的な存在に過ぎない場合には、委託者兼当初受益者が単数である金銭の信託の会計処理(Q1)によることを脚注に加えた。
- ・ 信託と連結との関係が分かりにくいとの指摘に対応し、「信託は、本実務対応報告により子会社及び関連会社に該当する場合を除き、連結財務諸表上、「会社に準ずる事業体」としては取り扱わないこととなる」旨を脚注に加えた。
- ・ 自己信託における委託者及び受益者の会計処理について、信託が終了した場合の処理を明記した。
- ・ 自己信託の信託財産及び受益権の注記について、独立した項を別途設けて、より分かりやすくした。
- ・ いわゆる旧法信託について本実務対応報告を適用する場合には、本実務対応報告による取扱いを適用することとなる最初の事業年度において、これまで行ってきた会計処理と異なることとなるときには、これまでの会計処理が明らかに不合理であると認められる場合を除き、会計基準の変更に伴う会計方針の変更として取り扱う旨を明記した。

これらの説明に対する委員等からの質問や意見は無かった。

以 上